



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………一
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………三
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………三
- 家畜人工授精師の登録……………四
- ……………（産業労働局農業振興事務所振興課）……………四
- 都道の区域変更……………四
- ……………（建設局道路管理部路政課）……………四
- 平成七年東京都告示第三百三十二号（東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関）の一部改正……………六
- ……………（会計管理局管理部分金管理課）……………六
- 平成十七年東京都告示第五百九号（地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）の一部改正……………六
- ……………（同）……………六
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………六
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………六
- ……………（東京都収用委員会）……………六

正誤

○平成二十八年五月十三日付東京都公告……………九

告示

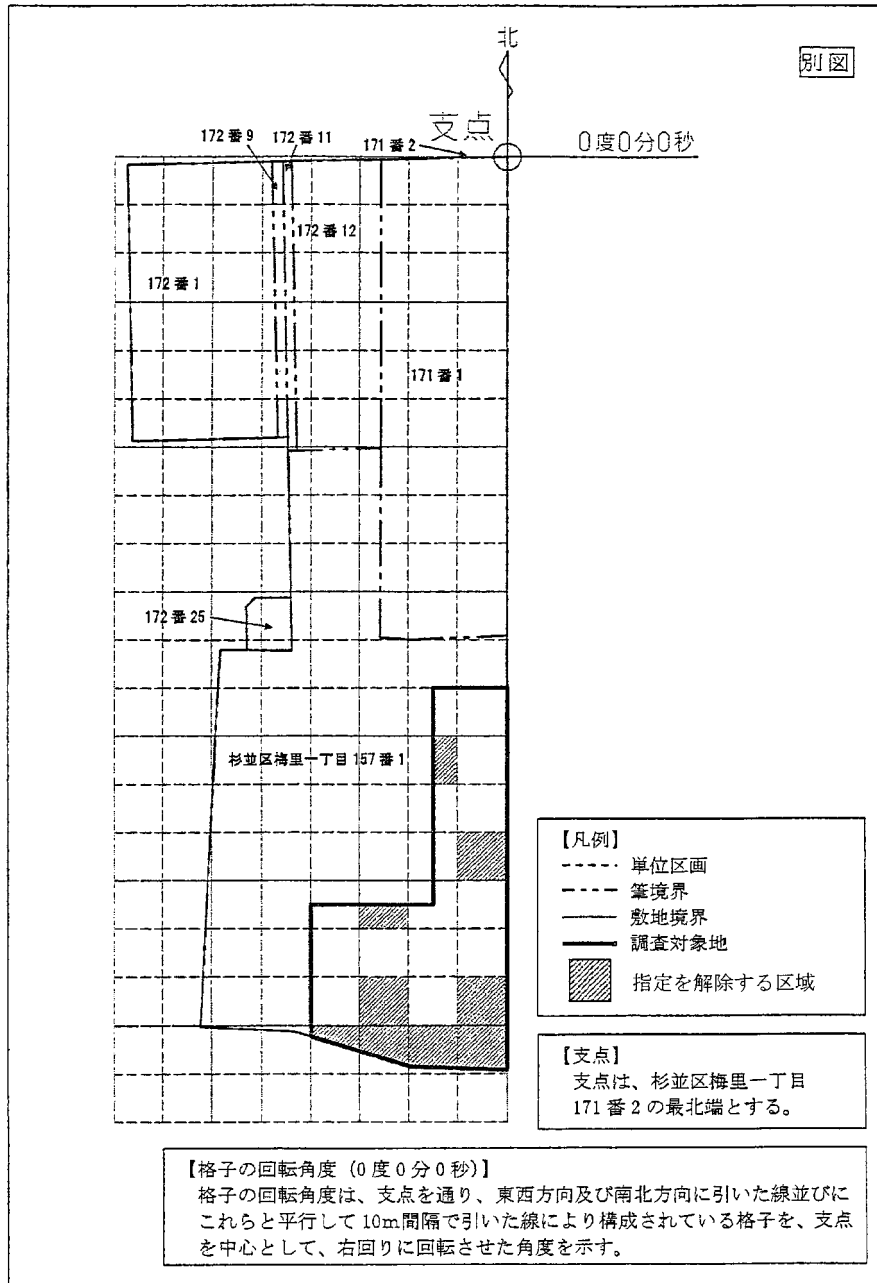
●東京都告示第千十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百四十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（杉並区梅里二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十三日

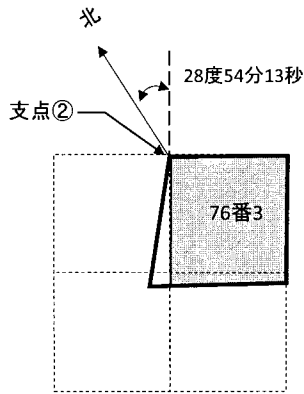
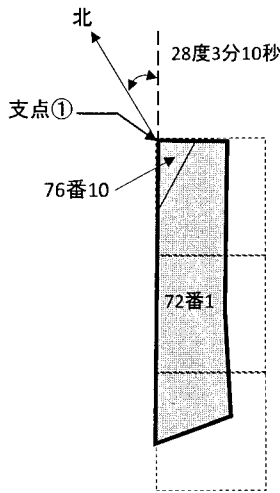
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区恵比寿一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

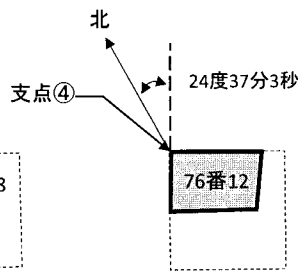
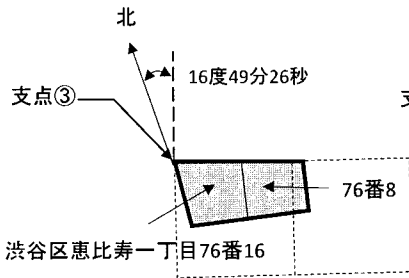


【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 指定を解除する区域

【支点】

支点①は、渋谷区恵比寿一丁目76番10の最北端とする。
 支点②は、渋谷区恵比寿一丁目76番3の最北端とする。
 支点③は、渋谷区恵比寿一丁目76番16の最北端とする。
 支点④は、渋谷区恵比寿一丁目76番12の最北端とする。



【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点① 28度3分10秒
 支点② 28度54分13秒
 支点③ 16度49分26秒
 支点④ 24度37分3秒

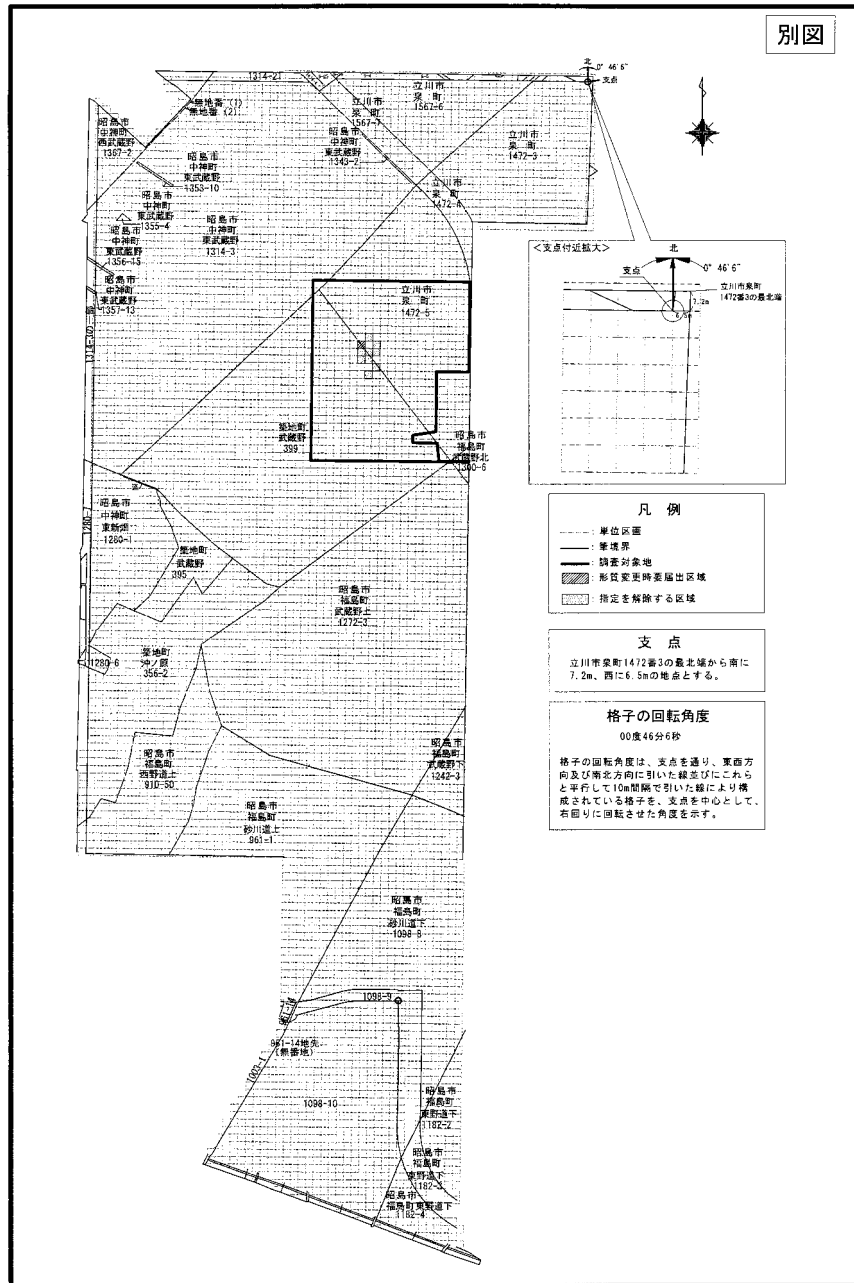
●東京都告示第千十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百四十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市泉町及び昭島市築地町字武蔵野地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千十七号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十八年五月二十三日

東京都知事 舛添 要一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百七十八号 平成二十八年 清瀬市中 増田 康司 牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

五日 四月十日 地

豚 家畜人工授精の業務

●東京都告示第千十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十三日

東京都知事 舛添 要一

一 路線名 外濠環状

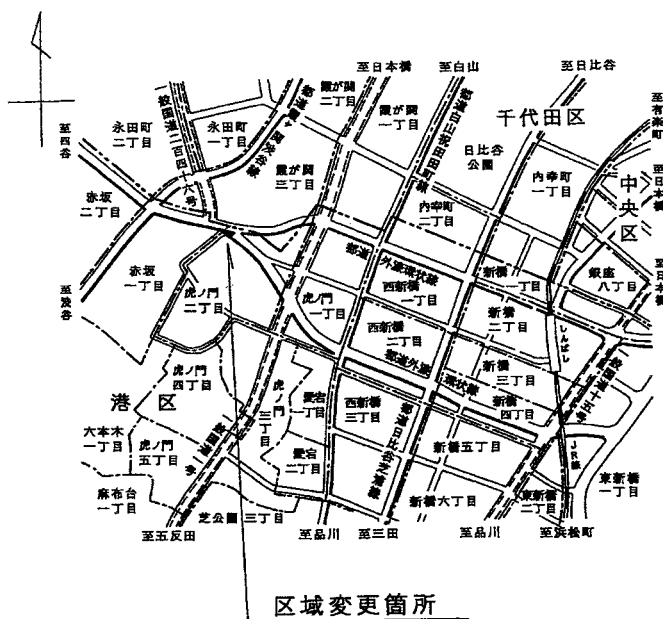
二 変更の区間 港区赤坂二丁目二百一番一先地から同区虎ノ門二丁目二百一番八地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

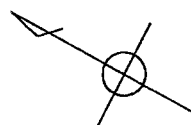
別図

都道外濠環状線区域変更略図

港区赤坂一丁目～虎ノ門二丁目

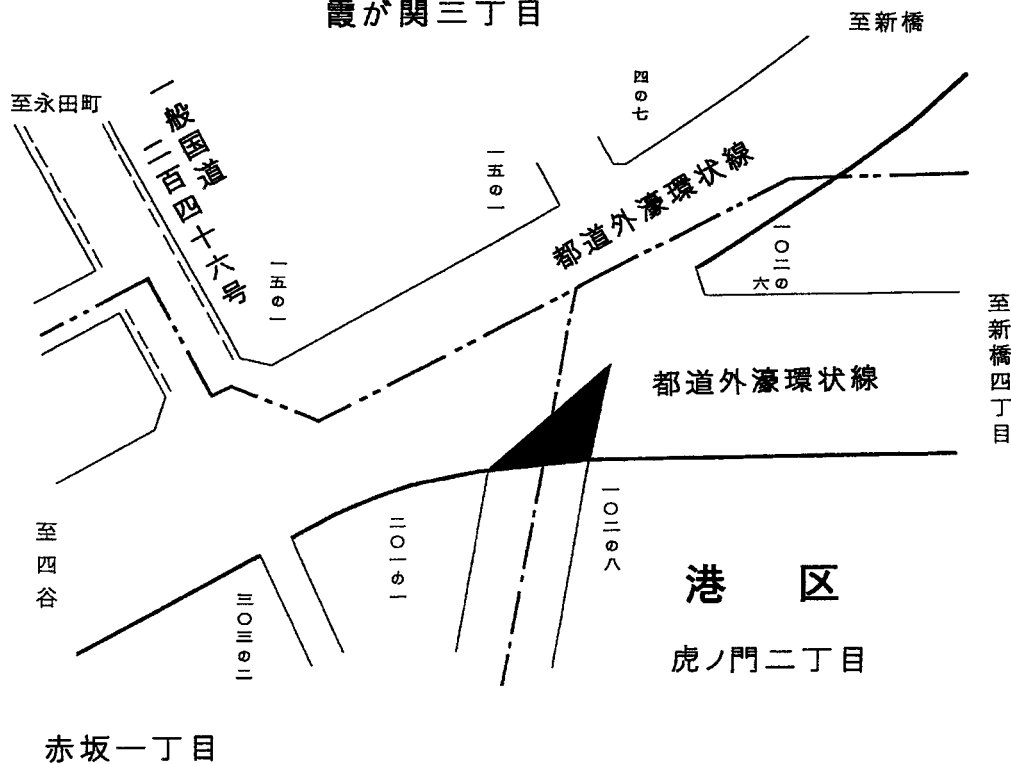


| | |
|------|--------------|
| 延長 | 三〇・六五メートル |
| 面積 | 二四七・四九平方メートル |
| 編入区域 | |
| 特別区道 | |
| 都道 | |
| 一般国道 | |



千代田区

霞が関三丁目



●東京都告示第千十九号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

三の表(一)の部東京島しょ農業協同組合の項を削り、同表(二)の部東京都信用農業協同組合連合会の項中「同右」を「本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店」に改める。

●東京都告示第千二十号

平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

二の表(二)の部東京島しょ農業協同組合の項を削り、同部東京都信用農業協同組合連合会の項中「東京島しょ農業協同組合」を「小笠原島代理店」に改め、「限る。」の下に「及び小笠原島代理店」を加える。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市学園四丁目二十八番一 東大和市上北台三丁目四百一十一番地一 株式会社ティエラ

武蔵村山市大南三丁目三十九番十八 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

武蔵村山市本町四丁目二十六番二、同番六、同番七及び同番九 武蔵村山市本町一丁目八十二番地の二 乙幡 稔

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市程久保二丁目二十六番二十五、二十七番一から同番六まで、同番八から同番十一まで、程久保五百三十一番二十五及び同番二十七の一部 徳島県鳴門市大麻町松字東山田五十七番地十 社会福祉法人緑樹会 理事 柏木 知美

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年5月23日

東京都収用委員会

会長 池田 真 朗

1 起業者の名称 東京都
2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第83号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成28年4月22日

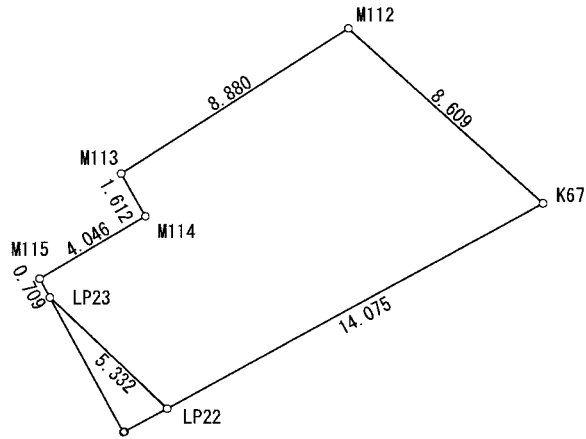
別記

| 裁決手続の開始を決定した土地 | | | | | | 土地所有者 | | 土地に関して権利を有する関係人 | | | 備考 |
|----------------|------|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---|--|-----------------|----|-------|--------|
| 所在 | 地番 | 地目 | 登記簿上の地積 | 実測地積 | 収用しようとする土地の面積 | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 | 権利の種類 | |
| 東京都北区中十条一丁目 | 28番6 | 宅地 | m ² 104.50 | m ² 104.49 | m ² 100.33 | 永井靖彦 (持分2分の1) 唐木恵美子 (持分2分の1) | 東京都北区中十条一丁目22番14号 東京都杉並区阿佐谷北五丁目5番3号 | | | | 別図のとおり |

別図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都北区中十条一丁目28番6のうち

100.33平方メートル



単位：メートル

| 測点 | X _n | Y _n | (X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n |
|------|----------------|----------------|--|
| K67 | -26595.036 | -9529.734 | -119903.113188 |
| M112 | -26589.250 | -9536.109 | -9316.778493 |
| M113 | -26594.059 | -9543.575 | 59256.057175 |
| M114 | -26595.459 | -9542.775 | 33075.258150 |
| M115 | -26597.525 | -9546.254 | 25679.423260 |
| LP23 | -26598.149 | -9545.916 | 41114.260212 |
| LP22 | -26601.832 | -9542.060 | -29704.432780 |
| | | 倍面積 | 200.674336 |
| | | 面積 | 100.3371680 |
| | | 地積 | 100.33 m ² |

正 誤

○平成二十八年五月十三日付東京都公告

ページ一段一行一誤一正

一一
下
後から
四

平成二十八年七
月一日

平成二十八年七
月四日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001